

不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律施行令

制定 2001.05.10 大統領令 第 17222 号	改正 2012.12.14 大統領令 第 24231 号
改正 2004.03.17 大統領令 第 18312 号	一部改正 2014.06.25 大統領令 第 25399 号
改正 2004.10.21 大統領令 第 18565 号	他法改正 2014.12.09 大統領令 第 25840 号
改正 2006.02.08 大統領令 第 19325 号	一部改正 2014.12.11 大統領令 第 25849 号
改正 2007.06.11 大統領令 第 20086 号	一部改正 2015.10.13 大統領令 第 26587 号
改正 2008.02.29 大統領令 第 20678 号	他法改正 2016.12.30 大統領令 第 27751 号
改正 2008.09.30 大統領令 第 21055 号	一部改正 2018.11.06 大統領令 第 29280 号
改正 2009.06.16 大統領令 第 21541 号	一部改正 2019.11.05 大統領令 第 30189 号
改正 2009.12.30 大統領令 第 21919 号	他法改正 2020.03.03 大統領令 第 30509 号
改正 2010.07.06 大統領令 第 22252 号	一部改正 2020.06.09 大統領令 第 30771 号
改正 2011.04.05 大統領令 第 22852 号	他法改正 2021.01.05 大統領令 第 31380 号
改正 2011.06.27 大統領令 第 22986 号	一部改正 2021.07.27 大統領令 第 31917 号
改正 2011.07.28 大統領令 第 23052 号	一部改正 2022.01.25 大統領令 第 32362 号
改正 2011.12.02 大統領令 第 23339 号	

第 1 条(目的) この令は「不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」で委任された事項とその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 削除

第 3 条(調査の申請等) ①「不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」(以下“法”という)第 5 条第 1 項により不公正貿易行為の調査申請をする者は、次の各号の事項を書いた調査申請書にその違反内容を証明することができる資料を添付して法第 27 条による貿易委員会(以下“貿易委員会”という)に提出しなければならない。

1. 申請人の氏名・住所及び事業内容
2. 被申請人の氏名・住所
3. 被申請人の違反内容

②貿易委員会は、法第 5 条第 3 項によって不公正貿易行為の調査の開始可否を決定した場合には、遅滞なく当事者と利害関係人に次の各号の事項を書面で知らせなければならない。

1. 不公正貿易行為の調査の開始可否
2. 不公正貿易行為の調査期間及び調査内容
3. 第 4 条の 4 による資料に基いて調査・判定することができるという事実

第3条の2(職権調査) 貿易委員会は、法第6条により法第4条第1項第1号による不公正貿易行為を職権で調査する場合には、事前に該当知識財産権者の意見を聞かなければならない。

第4条(調査の方法等) ①貿易委員会は、不公正貿易行為に対する調査をする場合には書面調査を原則とするが、必要な場合には現地調査をすることができる。

②貿易委員会は、第1項による現地調査をしようとするなら、調査を受ける者に調査日時や方法等を事前に知らせなくてはならない。但し、事前に知らせれば調査の目的を達成することができない場合には、この限りでない。

③貿易委員会は、不公正貿易行為の調査期間中次の各号のいずれかに該当する事由が発生して調査を進行しがたい場合には、その事由が解消されるまで調査を中止することができる。

1. 不渡り等の事由で被申請人の営業が中断された場合
2. 被新製品の所在不明等で正常的な調査が困難な場合

④貿易委員会は、不公正貿易行為の調査期間中次の各号のいずれかに該当する場合には、その調査を中止し訴訟または審判の結果に従い判定することができる。

1. 調査が進行中の不公正貿易行為と関連して訴訟手続きが進行中の場合
2. 法第4条第1項第1号各目のいずれかに対する次の各目の審判が進行中の場合
 - イ. 「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」または「商標法」による審判
 - ロ. 「農水産物の品質管理法」による地理的表示に関する審判
 - ハ. 「行政審判法」による行政審判

⑤貿易委員会は、不公正貿易行為の調査期間中次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、その調査を終結することができる。

1. 申請人が申請を撤回する場合
2. 第3項により調査を中止した後、相当な期間が経ったにもかかわらずその中止事由が解消されない場合

第4条の2(暫定措置) ①貿易委員会が、法第7条第2項により不公正貿易行為の中止やその他被害を予防することができる措置(以下“暫定措置”という)の施行可否を決定しようとする場合には、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 暫定措置可否の決定対象となる行為が不公正貿易行為と最終判定される可能性
2. 暫定措置をしない場合回復することができない被害が発生する可能性
3. 暫定措置の施行時、国民経済及び消費者に及ぼす影響
4. 暫定措置をする場合、暫定措置申請人が売上規模及び市場占有率等で被申請人より顕著に優越で暫定措置の実益がなく、また被申請人が回復することができない被害を被る可能性(被申請人が「中小企業基本法」第2条による中小企業に該当する場合に限定する)

②貿易委員会は、法第7条第2項により暫定措置をする場合には、暫定措置の申請人及び被申請人に次の各号の事項を明らかにして書面で知らせなくてはならない。

1. 暫定措置の判定内容及び事由
2. 暫定措置の期間
3. 不服方法

第4条の4(利用可能な資料に基いた調査・判定) 貿易委員会は、不公正貿易行為を調査するとき、当事者や利害関係人が関係資料を提出しない等の事由で調査または資料の検証が困難な場合には輸出入通関資料等利用可能な資料に基いて調査・判定することができる。

第4条の3(担保提供) ①法第8条第1項による担保提供額は、暫定措置の施行期間の間に増加するものと予想される申請人の取引金額とするが、申請者はその金額を疎明しなければならない。但し、申請者が「中小企業基本法」第2条による中小企業である場合、暫定措置の施行期間の間増加するものと予想される取引金額の100分の50を担保で提供するようにすることができる。

②貿易委員会は、第1項による担保提供額の適正性可否を検討しなければならず、必要な場合にはこれに関する被申請人の意見を聞くことができる。

③暫定措置の施行により被申請人に発生する損害の累積金額が第1項による担保提供額を超過するものと予想される場合には、貿易委員会は暫定措置の施行を中止することができる。但し、暫定措置が終わる日までに被申請人に追加で発生する損害額を充当することができる適正な金額の担保を申請者がさらに提供する場合には、この限りでない。

第5条(是正措置命令の通知等) ①貿易委員会は、法第10条第1項により是正措置命令をする場合には、次の各号の事項を明らかにした書面で行わなければならない。

1. 不公正貿易行為の判定内容
2. 是正措置の内容及び事由
3. 是正期限
4. 不服方法

②貿易委員会は、法第10条第1項第2号の中で搬入排除を命ずる場合には次の各号の事項を官報に載せなければならない。

1. 不公正貿易行為の内容
2. 搬入排除命令の内容及び事由
3. 海外で該当物品等を国内に供給する者(以下この条で“海外供給者”という)の氏名または商号
4. 今後同じ海外供給者から同じ物品等が輸入される場合に搬入排除命令が可能であるという事実

③貿易委員会は、法第10条第1項による是正措置を命ずる前に、該当行為者に意見提出の機会を与えなければならない。

④第3項にかかわらず、「行政手続法」第21条第4項各号のいずれかに該当する場合と、該当行為者が意見提出の機会を放棄するという意志を明白に表示した場合には、意見提出の機会を与えないことができる。

第5条の2(関係行政機関の長に対する協力要請等) ①貿易委員会が法第10条第1項第2号による搬入排除を命ずる場合には、法第10条第2項によって関係行政機関の長に該当物品等の搬入排除等協力を要請することができる。

②第1項によって要請を受けた関係行政機関の長は、貿易委員会に該当物品等が搬入排除対象物品に該当するかについての確認を要請することができる。

第6条(課徴金の算定方法) ①法第11条第1項本文で“大統領令で定める取引金額”とは、該当不公正貿易行為と

関連した物品等に対する直前3事業年度の次の各号の区分による取引金額を年平均取引金額に換算した金額をいう。但し、当該事業年度初日現在事業を開始してから3年経っていない場合には、その事業開始後直前の事業年度末日までの取引金額を年平均取引金額に換算した金額をいい、該当事業年度に事業を開始した場合には事業開始日から最後の違反行為日までの取引金額をいう。

1. 輸入または製造したあと販売または輸出した物品等について、その売上価額
 2. 輸入または製造したあと販売または輸出しなかった物品等については、その買入金額または製造物品等の生産原価
- ②法第11条第1項但書きで“取引金額がなく、または取引金額の算定が困難な場合として大統領令が定める場合”とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
1. 取引実績がなく、または営業中断等で取引が不連続的になされており、これを通常的な取引実績と見ることができない場合
 2. 該当行為者が取引資料の提出を拒否し、または虚りの資料を提出した場合
 3. そのほかに取引資料が作成されていない等客観的な取引金額を算定することが困難な場合
- ③法第11条第3項によって賦課する課徴金は、3億ウオンの範囲で該当不正貿易行為と関連する物品等に対する調査開始決定日前5年間の輸出入申告金額を基準に算定する。但し、調査開始決定日現在事業を開始してから5年が過ぎていない場合には、その事業開始後調査開始決定日までの輸出入申告金額を基準に算定する。

第7条(課徴金の賦課基準) ①法第11条第1項による課徴金の賦課基準は、別表1の通りである。

②法第11条第3項による課徴金の賦課基準は、別表2の通りである。

③貿易委員会は、第1項及び第2項による課徴金の金額を定めるとき、次の各号の事項を考慮して課徴金金額の2分の1の範囲で加重または軽減することができる。但し、加重する場合にも課徴金の総額は法第11条第1項及び第3項で定める金額を超過することができない。

1. 違反行為の内容及び程度
2. 違反行為の期間及び回数
3. 故意または過失の有無
4. 違反行為をして得た利益の規模

第8条(課徴金の賦課及び納付) ①貿易委員会が法第11条第1項及び第3項により課徴金を賦課しようとする場合には、その違反行為の種類と該当課徴金の金額等を明らかにしてこれを払うことを書面で知らせなければならない。

②第1項により通知を受けた者は、20日以内に課徴金を貿易委員会が定める収納機関に払わなければならない。但し、天災・地震その他のやむを得ない事由によりその期間内に課徴金を払うことができない場合には、その事由がなくなった日から7日以内に払わなければならない。

③第2項により課徴金を受け取った収納機関は、納付者に領収証を交付しなければならない。

④収納機関は、第2項による課徴金を収納した場合には、遅滞なくその事実を貿易委員会に通報しなければならない。

第9条(納付期限の延長及び分割納付等) ①法第12条第1項各号外の部分前段で“課徴金の金額が大統領令で定める基準に該当する場合”とは、課徴金の金額が3億ウォン以上の場合をいう。

- ②法第 12 条第 1 項による納付期限の延長は、その納付期限の次の日から 1 年を超過することができない。
- ③法第 12 条第 1 項により分割納付をすることになった場合には、各分割された納付期間間の間隔は 4 月を超過することができず、分割回数は 3 回を超過することができない。
- ④貿易委員会は、法第 12 条第 1 項により納付期限が延長され、または分割納付が許容された課徴金納付義務者が次の各号のいずれかに該当するようになった場合には、その納付期限の延長または分割納付の決定を取消し一度に徴収することができる。
1. 分割納付が決定された課徴金をその納付期限までに払わなかった場合
 2. 担保の提供に関する貿易委員会の命令を履行しなかった場合
 3. 強制執行、競売の開始、破産宣告、法人の解散、国税または地方税の滞納処分等を受けることにより課徴金の全部または残余分を徴収することができないと認められる場合

第 10 条(課徴金の加算金及び督促等) ①法第 13 条第 1 項による課徴金滞納に対する加算金は、その課徴金滞納額の 100 分の 5 に該当する金額とする。

- ②法第 13 条第 2 項による督促は、納付期限が過ぎた後 7 日以内に書面でしなければならない。
- ③第 2 項による督促状を発付する場合、滞納された課徴金の納付期限は発付日から 10 日以内とする。
- ④法第 13 条第 3 項による払戻し加算金は、払戻す課徴金に対して「国勢基本法施行令」第 43 条の 3 第 2 項による利率を適用して計算した金額とする。
- ⑤法第 13 条第 4 項各号外の部分前段にて“「所得税法」による総合所得金額等の大統領令で定める課税情報”とは次の各号の課税情報をいう。
1. 「所得税法」による総合所得金額および譲渡所得金額
 2. 「法人税法」による各事業年度の所得金額
 3. 「地方税基本法」による地方税の税目別税額

第 10 条の 2(履行強制金の賦課・徴収等) ①法第 13 条の 2 第 1 項によって履行強制金を賦課することができる是正命令は、法第 10 条第 1 項第 2 号中廃棄処分、同項第 3 号及び第 4 号に限定する。

- ②法第 13 条の 2 第 1 項本文及びただし書による該当物品等の価額は、次の各号の区分による金額とする。
1. 法第 4 条第 1 項第 1 号・第 3 号または第 4 号に該当する不公正貿易行為の場合：第 6 条第 1 項各号の区分による金額
 2. 法第 4 条第 1 項第 2 号に該当する不公正貿易行為の場合：第 6 条第 3 項による輸出入申告金額
- ③貿易委員会は、履行強制金を賦課する前に相当な履行期限を定めて該命令がその期限まで履行されない場合には履行強制金を賦課・徴収するという旨をあらかじめ文書で戒告しなければならない。
- ④貿易委員会が履行強制金を賦課するときには、是正命令で定めた履行期限の終了日の翌日から是正命令を履行する日までの期間に対してこれを賦課する。
- ⑤履行強制金の賦課基準は、別表 3 の通りである。
- ⑥貿易委員会が履行強制金の金額を定めるときには、是正命令不履行の事由、是正命令不履行により取得することになる利益の規模等を考慮しなければならない。
- ⑦貿易委員会は、履行強制金を徴収するとき、是正命令で定めた履行期限の終了日から 90 日を経過しても履行がなされない場合には、その終了日から起算して毎 90 日を経過する日を基準として履行強制金を徴収することができる。

⑧履行強制金の納付に関しては、第8条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合“課徴金”は“履行強制金”とみなす。

第11条(異議申立の手続) 法第14条第1項により異議申立をする者は、異議申立の対象及び内容と異議申立事由等を書いた申請書に異議申立事由を明らかにする書類または資料を添付して貿易委員会に提出しなければならない。

第11条の2(知識財産権侵害物品等の確認申請等) ①法第14条の2第1項により法第4条第1項第1号による知識財産権侵害物品(以下“知識財産権侵害物品等”という)の確認を申請する者は、次の各号の事項を書いた確認申請書に、被申請人が、すでに貿易委員会が知識財産権侵害物品等に関する不公正貿易行為と判定した知識財産権侵害物品(以下“知識財産権侵害既判定物品等”という)と同じ種類の物品等に対して法第4条第1項第1号の不公正貿易行為をしようとするか、そういう行為があるという事実を証明することができる資料を添付して貿易委員会に提出しなければならない。

1. 申請者の氏名・住所及び事業内容
2. 被申請人の氏名・住所
3. 確認申請の趣旨

②次の各号のいずれかに該当する場合には、該当物品等が知識財産権侵害既判定物品等と同一なものとする。

1. 製造者及び製品識別符号が同一の場合
2. 製造者及び性質・状態・機能・用途等の主要特性が同一の場合
3. その他知識財産権侵害既判定物品等と異なる物品と見せるために製造者の名義または外観等を変更した物品等で、委員会が同じ物品等と認める場合

第11条の3(褒賞金の支給率及び支給除外対象) ①法第14条の3第1項各号以外の部分で“大統領令で定める金額”とは、法第11条による課徴金賦課金額に次の支給率を適用して計算した金額とする。

課徴金賦課金額	支給率
1億ウォン以下	課徴金賦課金額の100分の10
1億ウォン超過 5億ウォン以下	1千万ウォン+1億ウォンを超過する金額の 100分の5
5億ウォン超過	3千万ウォン+5億ウォンを超過する金額の 100分の3

②法第14条の3第2項で“職務上取得した情報を利用して申請をしたり資料を提供した公務員等大統領令で定める者”とは、次の各号のいずれかに該当する者を言う。

1. 職務上取得した情報を利用して申請したり資料を提供した公務員または「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関の役職員
2. 該当不公正貿易行為の調査対象である知識財産権の権利者または実施者等である者で、課徴金賦課により

経済的利益を受ける者

3. 貿易委員会に申請したり資料を提供した内容と同じ内容を他の機関に申告して褒賞金をすでに受取ったり支給手続きが進行中であると確認された者
4. 褒賞金を受ける目的で不正貿易行為を誘導したり事前に他人と共謀する等不正な方法を使用した者
5. 貿易委員会が褒賞金支給を決定した時から直前1年間、貿易委員会から褒賞金を3回以上受取ったり合算して5千万ウォン以上を受取った者

第12条(輸入の増加) 法第15条で“輸入増加”とは、一定期間の輸入量が絶対的に増加し、または国内生産と比較して相対的に増加することをいう。

第13条(国内産業の範囲) ①法第15条“国内産業”とは、特定の輸入物品と同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品を生産する国内生産者全体または国内総生産量の相当部分を占める国内生産者集団をいう。

②第1項による国内生産者が輸入を兼ねる場合には国内生産部分のみを、国内生産者が特定の輸入物品と同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品外の他の物品を生産する場合にはその特定の輸入物品と同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品の生産部分のみを国内産業と見なす。

第14条(国内産業に利害関係がある者) ①法第15条“該当国内産業に利害関係がある者”とは、次の各号の者をいう。

1. 該当物品の国内生産量の100分の20以上を生産する者またはその集団
2. 該当物品の国内生産者数の100分の20以上の生産者集団、但し、農林水産業の場合には、該当物品の生産者数が5人以上の生産者集団をいう。
3. 産業別労働組合または該当産業を管掌する関係中央行政機関の長が設立を許可した該当物品の国内生産者で構成された協会または組合

②第1項第各号のいずれかに該当する者が国内市場での競争に影響を及ぼす程度に該当物品を輸入する場合には、これを国内産業に利害関係がある者の範囲から除外することができる。

第15条(産業被害調査の申請) ①法第15条により特定の物品の輸入増加が国内産業に及ぼす被害を調査(以下“産業被害調査”という。)してくれることを申請する者(以下“産業被害調査申請人”という。)は、次の各号の事項を書いた申請書にその内容を証明することができる資料を添付して貿易委員会に提出しなければならない。

1. 該当物品の品名・規格・特性・用途及び生産者名
2. 該当物品の輸出国・輸出者・輸入者・輸入実績(物量と金額をいう)及び予想輸入量
3. 国内の同じ種類の物品または直接的な競争関係にある物品の品名・規格・特性・用途及び生産者名
4. 該当物品の輸入により国内産業が深刻な被害を被っており、または被るおそれがある事項
5. 該当国内産業の国際競争力現況と展望
6. 該当国内産業が関係法令により支援を受けている内容
7. 該当国内産業が深刻な被害を被っていたり被るおそれがある場合、その被害を救済するために必要な措置の内容・程度及び期間
8. 申請書の記載内容及び添付資料を秘密取扱う必要がある場合にはその事由

②貿易委員会は、第1項による申請書の記載内容及び資料が不備な場合、期間を定めて産業被害調査申請人にこ

れの補完を要請することができる。この場合、補完 期間は法第 16 条第 1 項による調査の開始可否決定期間に算入しない。

第 16 条(産業被害調査の開始決定等) ①貿易委員会は、産業被害調査 の申請が次の各号のうちいずれかに該当する場合には、法第 16 条第 1 項により産業被害調査を開始しないものと決定しなければならない。

1. 申請人が第 14 条による該当国内産業に利害関係がある者でなかったり、その国内産業を管掌する中央行政機関の長でない場合

2. 申請書及び添付資料を審査した結果、該当物品の輸入により国内産業が深刻な被害を被っていないなかったり、被るおそれがないと明白に認められる場合

3. 調査開始前に国内産業の深刻な被害または被害憂慮を救済するための措置が取られる等調査開始が必要なくなった場合

4. 調査開始をしない決定または産業被害がないという判定があった日から 1 年以内に該当事件と同じ内容の被害調査を申請する場合。但し、第 17 条第 1 項各号の いずれかの事項が変動されたと明白に認められる場合には、この限りでない。

②貿易委員会は、法第 16 条第 1 項により産業被害調査を開始することに決定した場合には、その事実を官報に掲載しなければならない。

③貿易委員会は、産業被害調査の開始を決定したあと申請人が産業被害調査の申請を撤回した場合には、調査を終結しその事実を官報に掲載しなければならない。

第 17 条(産業被害有無の判定等) ①貿易委員会は、法第 16 条第 2 項により国内産業に及ぼす被害の有無を判定する ときには、次の各号の事項を検討しなければならない。

1. 輸入の増加有無

2. 国内産業が深刻な被害を被っているか否か

3. 国内産業が深刻な被害を被るおそれがあるか否か

4. 該当物品の輸入が国内産業に深刻な被害または被害憂慮の原因になるか否か

②第 1 項第 2 号の事項を検討するときには、販売・生産・生産性・稼働率・利潤・損失・雇用・在庫及び市場占有率等の変化を考慮して国内産業が重大かつ全般的な被害を被っているのか否かを評価しなければならない。

③第 1 項第 3 号の事項を検討するときには、第 2 項による被害が明白に切迫しているのか否かを評価しなければならない。

④貿易委員会は、第 1 項により国内産業に及ぼす被害の有無を判定する場合には、その内容を官報に掲載し申請人と利害関係人に知らせなければならない。

第 18 条 削除<2004.10.21>

第 19 条(暫定セーフガード措置の建議) ①産業被害調査申請人は、法第 18 条第 1 項に該当する場合には、貿易委員会に 法第 17 条第 1 項第 1 号によるセーフガード措置(以下“暫定セーフガード措置”という)を建議してくれることを要請することができる。

②第 1 項により暫定セーフガード措置の建議要請をしようとする者は、次の各号の事項を書いた要請書にこれを証明することができる資料を添付して貿易委員会に提出しなければならない。

1. 該当物品の輸入増加による国内産業被害の深刻な程度
2. 申請する暫定セーフガード措置の内容・程度及び期間
3. そのほか暫定セーフガード措置が必要な事由

③貿易委員会は、第1項により暫定セーフガード措置の建議の要請を受けた場合には、該当産業を管掌する関係中央行政機関の長、該当産業と関連ある事業者団体等の意見を聞いてその申請日から1月以内に暫定セーフガード措置の建議可否を決定しなければならない。但し、調査内容が複雑な場合等の事由があれば、1ヶ月の範囲でその期間を延長することができる。

④貿易委員会は、第18条第1項により暫定セーフガード措置が必要であると判定した場合には、その内容を公報に掲載して、申請人と利害関係人に知らせなくてはならない。

⑤中央行政機関の長は、第18条第1項により暫定セーフガード措置の建議を受けた対象産業が農林水産業であって季節性・腐敗性等により緊急の措置が必要な場合には、その建議を受けた日から15日以内に暫定セーフガード措置の施行可否を決定しなければならない。この場合、該当暫定セーフガード措置の施行のために他の関係中央行政機関・関係機関または団体との協議等の手続を経なければならない場合には、それに所要される期間はこれを算入しない。

第20条(セーフガード措置の施行等) ①法第19条第1項により中央行政機関の長は、法第17条によるセーフガード措置(以下“セーフガード措置”という)として輸入物品の数量を制限しようとする場合、その制限数量は最近の代表的な3年間の輸入量を年平均輸入量に換算した数量(以下“基準数量”という。)以上にしなければならない。この場合、最近の代表的な年度を定めるときには、通常的な輸入量と比較して輸入量が急増し、または急減した年度はこれを除外することができる。

②中央行政機関の長は、第1項による数量制限で該当産業の深刻な被害を防止し、または救済するのが難しいと明白に認められる場合には、基準数量未満に数量制限をすることができる。

第21条(セーフガード措置の中間再検討) ①貿易委員会は、法第20条第1項による中間再検討を該当セーフガード措置期間の2分の1になる日の6ヶ月前に開始しなければならない。

②貿易委員会は、法第20条第2項により関係中央行政機関の長にセーフガード措置の緩和又は解除を建議する場合には、該当セーフガード措置期間の2分の1になる日の1ヶ月前までに建議しなければならない。

第21条の2(セーフガード措置延長等の申請) ①法第20条の2第1項に従いセーフガード措置延長等を申請しようとする者は、第15条第1項各号の事項(内容が変動された事項にのみ該当する)及び次の各号の事項を書いた申請書にこれを証明することができる資料を添付してセーフガード措置が終わる6ヶ月前までに貿易委員会に提出しなければならない。

1. 該当国内産業が構造調整中にあるという証拠
2. 該当国内産業の構造調整推進実績
3. その他該当セーフガード措置の延長が必要な理由

②貿易委員会は、法第20条の2第2項により該当セーフガード措置の変更または延長が必要であると判定した場合には、その内容を官報に掲載しそのセーフガード措置の申請人と利害関係人に知らせなければならない。

第22条 削除

第 23 条 削除

第 24 条(外国との自由貿易協定によるセーフガード措置) ①法第 22 条の 3 第 1 項による自由貿易協定セーフガード措置(以下“自由貿易協定セーフガード措置”という)及び同条第 4 項による暫定自由貿易協定セーフガード措置(以下“暫定自由貿易協定セーフガード措置”という)の対象国家は次の各号の通りである。

1. チリ共和国
2. シンガポール共和国
3. ヨーロッパ自由貿易連合会員国
4. 東南アジア国家連合会員国
5. アメリカ合衆国
6. インド共和国
7. ヨーロッパ連合及びその会員国
8. ペルー共和国
9. トルコ共和国
10. コロンビア共和国
11. オーストラリア
12. カナダ
13. ニュージーランド
14. ベトナム社会主義共和国
15. 中華人民共和国
16. コスタリカ共和国・エルサルバドル共和国・ホンジュラス共和国・ニカラグア共和国及びパナマ共和国(以下“中米共和国ら”という。)
17. イギリス
18. 「地域的な包括的経済連携協定」会員国
19. インドネシア共和国

②自由貿易協定セーフガード措置を施行するための調査は第 1 項各号の該当国家を原産地とする特定物品(該当自由貿易協定の適用を受ける物品のみ該当する)に対して申請することができる。但し、第 1 項第 1 号のチリ共和国を対象にする調査は農産物に対してのみ申請することができる。

③自由貿易協定セーフガード措置のための調査及び判定に対しては、第 12 条から第 14 条までの規定を準用する。

④法第 22 条の 3 第 1 項により調査を申請する者は、第 15 条第 1 項各号の事項(チリ共和国の場合には該当物品の輸入により国内市場が攪乱されるか攪乱される恐れがある事項、該当国内市場の攪乱を救済するために必要な措置の内容・程度及び期間を追加する)を書いた申請書にその内容を証明することができる資料を添付して貿易委員会に提出しなければならない。この場合、資料の補完に関しては第 15 条第 2 項を準用する。

⑤貿易委員会は、調査申請を受けた時には申請日から 30 日以内に調査開始可否を決定しなければならない。但し、調査申請が次の各号のいずれかに該当する場合には調査を開始しないことに決定しなければならない。

1. 調査申請人が第 14 条による該当国内産業に利害関係がある者ではなかったり該当国内産業を管掌する関係中央行政機関の長ではない場合
2. 申請書及び添付資料を審査した結果、該当物品の輸入が法第 22 条の 3 第 1 項による産業被害等(以下この条

で“産業被害等”という)に該当しないと明白に認められる場合

3. 調査開始前に産業被害等を防止したり救済するための措置が取られる等調査開始が必要なくなった場合

4. 特定物品に対する自由貿易協定セーフガード調査申請に対して調査開始をしないという決定または第 6 項の判定があった日から 1 年以内に同じ内容の調査を再び申請する場合。但し、次の各目のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

イ. 第 7 項各号のいずれかが変動したと明白に認められる場合

ロ. 関係中央行政機関の長が申請する場合であって、与件変化により第 9 項第 2 号による該当国家との合意履行を確保することが困難であると認められる場合

5. アメリカ合衆国・トルコ共和国及びコロンビア共和国・オーストラリア・ニュージーランド・ベトナム社会主義共和国を対象に自由貿易協定セーフガード措置が施行された物品(「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」による大韓民国譲許表上の第 8703 号又は第 8704 号に該当する自動車は除く)に該当する場合

⑥貿易委員会は、調査開始を決定した場合にはその決定をした日から 4 ヶ月以内に該当産業被害等の有無を調査した後判定しなければならない。但し、その調査内容が複雑であったり調査申請人が正当な事由を提示して調査期間の延長を申請した場合には、2 ヶ月の範囲でその期間を延長することができる。

⑦貿易委員会は、産業被害等の有無を判定する時には次の各号の事項を検討しなければならない。

1. 該当物品の輸入増加有無

2. 産業被害等がある場合、その被害の程度(チリ共和国を対象にする調査の場合には国内市場が攪乱されるか攪乱される恐れがあるか否か及びその攪乱の程度を含む)

3. 該当物品の輸入増加が産業被害等の実質的な原因になるか否か

⑧貿易委員会は、アメリカ合衆国から輸入される繊維及び衣類を対象に「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」第 4.1 条による自由貿易協定セーフガード措置のための調査をする場合には、産業被害等の有無を判定するとき、次の各号の事項を検討しなければならない。但し、技術及び消費者嗜好の変化は考慮しない。

1. 第 7 項各号の事項に該当するか否か

2. 該当物品の輸入増加がその産業の生産量、生産性、設備稼働率、在庫、市場占有率、輸出、賃金、雇用、国内価格、利潤及び投資の変化等に及ぼした影響の程度

⑨貿易委員会は、調査開始を決定した以後でも、次の各号のいずれかに該当する場合には調査を終結しなければならない。

1. 調査申請人が調査申請を撤回した場合

2. 関係中央行政機関の長が産業被害等を防止したり救済するための該当国家との合意を理由に調査の中止を建議した場合

⑩貿易委員会は、法第 22 条の 3 第 2 項により自由貿易協定セーフガード措置の施行を建議する場合には、第 6 項による産業被害等の判定日から 1 ヶ月以内にしなければならず、建議する措置の期間は第 1 項各号の該当国家と締結した協定で決定した期間を超過することができない。

⑪貿易委員会が法第 22 条の 3 第 4 項により調査申請人から暫定自由貿易協定セーフガード措置の申請を受けた場合には、第 19 条第 2 項・第 3 項及び第 5 項を準用する。この場合“暫定セーフガード措置”は“暫定自由貿易協定セーフガード措置”とみる。

⑫貿易委員会が「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」第 10.3 条、「大韓民国とカナダ間の自由貿易協定」第 7.3 条、「大韓民国政府とベトナム社会主義共和国政府間の自由貿易協定」第 7.3 条、「大韓民国とコロンビア共和

国間の自由貿易協定」第 7.3 条、「大韓民国と中米共和国間の自由貿易協定」第 7.3 条または「大韓民国とインドネシア共和国間の包括的経済同伴者協定」第 5.4 により、アメリカ合衆国・カナダ・ベトナム社会主義共和国・コロンビア共和国、中米共和国またはインドネシア共和国を対象とした暫定自由貿易協定セーフガード措置の申請(「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」による大韓民国譲許表上の第 8703 号又は第 8704 号に該当する自動車を対象にした暫定自由貿易協定セーフガード措置の申請は除く)を受けた場合には、その申請の内容を入手することができる方法と最小 20 日以上の間、申請に対する意見を提示することができるということを官報に掲載しなければならない。

⑬法第 22 条の 3 第 5 項により自由貿易協定セーフガード措置の延長を申請しようとする者は、第 15 条第 1 項各号の事項(内容が変動した事項のみ該当する)及び第 21 条の 2 第 1 項各号の事項を書いた申請書にこれを証明することができる資料を添付して自由貿易協定セーフガード措置が終わる 6 ヶ月前までに貿易委員会に提出しなければならない。この場合、貿易委員会が法第 22 条の 3 第 5 項により自由貿易協定セーフガード措置の延長を建議する場合には自由貿易協定セーフガード措置が終わる 1 ヶ月前までに関係中央行政機関の長にその期間を定めて自由貿易協定セーフガード措置の延長を建議しなければならない。

⑭貿易委員会は、次の各号の内容を官報に掲載し、調査申請人、利害関係人及び関係中央行政機関の長にこれを各々通知しなければならない。

1. 調査の開始決定及び終決
2. 産業被害等の有無に対する判定
3. 自由貿易協定セーフガード措置の施行、暫定自由貿易協定セーフガード措置の施行及び自由貿易協定セーフガード措置延長の建議

⑮関係中央行政機関の長は、貿易委員会から自由貿易協定セーフガード措置、暫定自由貿易協定セーフガード措置、自由貿易協定セーフガード措置延長または構造調整促進措置(以下この条で“自由貿易協定セーフガード措置等”という)の施行の建議を受けたら法第 19 条第 2 項による他の関係中央行政機関の長の意見を聞き 30 日以内(自由貿易協定セーフガード措置延長の場合には措置が終わる前を言う)に施行可否、措置内容及びその措置期間を決定しこれを貿易委員会に通報しなければならない。この場合、自由貿易協定セーフガード措置等の施行のために該当国家との協議、法令の改訂等の準備が必要な場合にはその準備期間はこれに算入しない。

⑯中央行政機関の長は、次の各号の国家に対する自由貿易協定セーフガード措置の期間が 1 年以上ならば、一定期間を周期としてその措置を徐々に緩和しなければならない。

1. シンガポール共和国
2. アセアン会員国
3. アメリカ合衆国(自由貿易協定セーフガード措置の対象品目が「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」による大韓民国譲許表上の第 8703 号又は第 8704 号に該当する自動車以外の品目の場合にだけ該当する)
4. トルコ共和国
5. コロンビア共和国
6. オーストラリア
7. ニューージーランド
8. ベトナム社会主義共和国
9. 中華人民共和国
10. 中米共和国

11. 「地域的な包括的経済連携協定」会員国

12. インドネシア共和国

第 24 条の 2(セーフガード措置の適用排除) ①法第 22 条の 4 第 2 項によるセーフガード措置の適用排除の対象国家は、アメリカ合衆国・インド共和国・ペルー共和国・コロンビア共和国・オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・ベトナム社会主義共和国およびインドネシア共和国(以下、この条で「セーフガード措置適用排除対象国家」という)とする。

②貿易委員会は、法第 22 条の 4 第 1 項による調査結果、セーフガード措置適用排除対象国家からの特定物品の輸入増加が国内産業の深刻な被害の実質的な原因でないと判定した場合には、セーフガード措置を建議する時、該当判定の対象国家をセーフガード措置適用対象から排除することを関係中央行政機関の長に建議することができる。

③第 2 項による建議を受けた関係中央行政機関の長はセーフガード措置の施行可否を決定するとき、同項により建議された国家をセーフガード措置適用対象から排除することができる。

第 24 条の 3(自由貿易協定による特定物品の輸入増加に対する貿易被害支援措置) 法第 22 条の 5 第 1 項による貿易被害の調査及び判定については、第 12 条から第 17 条までの規定を準用する。この場合“法第 15 条”は“法第 22 条の 5 第 1 項”に、“法第 16 条”と“法第 16 条第 1 項”及び“法第 16 条第 2 項”は各々“法第 22 条の 5 第 2 項”に、“産業被害調査”は“貿易被害調査”に、“産業被害調査申請人”は“貿易被害調査申請人”に、“産業被害調査申請”は“貿易被害調査申請”に、“国内産業被害調査”は“国内貿易被害調査”に、“産業被害”は“貿易被害”とみる。

第 24 条の 4(自由貿易協定締結相手国との協力) ①貿易委員会は、法第 22 条の 6 により自由貿易協定締結相手国と次の各号の協力をすることができる。

1. 締結相手国との産業被害救済関連法規・国際規範・政策・慣行等についての情報・意見交換及び理解増進
2. 産業被害救済と関連した手続等の協議と国家間の合意事項の履行及び遵守有無の監督
3. 産業被害救済関連専門人材養成のための国家間の教育・研修プログラムの樹立・開発・運営
4. 産業被害救済制度関連国家間の主要関心事項等についての論議
5. その他、産業被害救済関連業務の円滑な遂行のための関連機関間の協力

②貿易委員会は、産業被害救済関連業務の円滑な遂行及び協力のために必要な場合、関係中央行政機関と共同で相手国と協力会議を構成し運営することができる。

第 25 条(交易相手国の国際貿易規範違反による国内産業被害調査の申請等) ①法第 25 条ので“国際貿易規範”とは、「世界貿易機構設立のためのマラケッシュ協定」(その付属書を含む)及び我が国が交易相手国(交易相手国の地域政府を含む)と締結した貿易に関する協定をいう。

②貿易委員会は、職権でまたは法第 15 条による利害関係がある者の申請を受け法第 25 条の 2 第 1 項の規定による調査(以下“被害調査”とする)をすることができる。

③被害調査を申請しようとする者は、次の各号の事項を書いた申請書にその内容を証明することができる資料を添付して貿易委員会に提出しなければならない。

1. 申請人の氏名・住所及び事業内容
2. 交易相手国の制度及び慣行
3. 被害調査と関連した物品・サービスとその交易現況
4. 国内産業の被害または被害憂慮状況

④貿易委員会は、被害調査の申請を受けたら申請を受けた日から 60 日以内に被害調査の開始可否を決定しなければならない。

⑤貿易委員会は、被害調査の開始可否を決定した場合には、申請人にその内容を通知し、交易相手国政府に被害調査を開始することに決定した場合にのみその内容を通知し、官報に掲載しなければならない。

⑥貿易委員会は、被害調査をする場合には書面調査を原則とするが、必要な場合には現地調査をすることができる。この場合、現地調査の方法に関しては第 4 条第 2 項を準用する。

⑦貿易委員会は、被害調査をするとき交易相手国政府に意見提出の機会を提供しなければならない。

⑧貿易委員会は、被害調査の期間中次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、被害調査を中止したり終結することができる。

1. 申請人が被害調査の申請を撤回した場合
2. 交易相手国政府が、制度及び慣行を変更・廃止したり変更・廃止することに約束した場合
3. 交易相手国政府が、制度及び慣行による国内産業の被害を補償したり補償することに約束した場合
4. 申請人が行方不明になったり資料提出を拒否する等被害調査の進行が難しいと判断される場合

⑨貿易委員会は、被害調査を中止したり終結した場合には、その事実を申請人及び交易相手国政府に各々知らせ官報に掲載しなければならない。

第 26 条(判定及び建議等) ①貿易委員会は、被害調査の開始を決定した日から 1 年以内に交易相手国の制度及び慣行により第 25 条第 3 項第 3 号の物品またはサービスを生産する国内産業が被害を負い、または負うおそれがあるか否かを判定しなければならない。但し、交易相手国と協議が進行中の状態であったり十分な被害調査のために不可避な場合には、6 ヶ月の範囲でその調査期間を延長することができる。

②貿易委員会は、第 1 項による判定結果を申請人及び交易相手国政府に知らせなければならない。

③法第 25 条の 3 で必要な措置とは、次の各号をいう。

1. 交易相手国との両者間協議の施行
2. 世界貿易機構等を通じた交易相手国の制度及び慣行に対する改善手続きの施行
3. その他交易相手国の国際貿易規範違反を是正するために必要な措置の施行

④第 3 項による措置の施行の建議を受けた関係中央行政機関の長は、必要ならば貿易委員会に資料提出等の協力を要請することができ、措置の施行結果を貿易委員会に知らせなければならない。

⑤第 25 条及び第 1 項から第 4 項までの規定以外に被害調査に関して必要な事項は、貿易委員会が定めて告示する。

第 27 条(貿易救済振興基本計画の樹立・施行等) ①貿易委員会は、法第 28 条による貿易委員会の所管業務(以下“貿易救済等”とする)を促進するための基本計画(以下“基本計画”とする)を樹立する。

②基本計画には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 公正な貿易秩序確立及び国内産業保護のための貿易救済等の基本目標及び推進方向
2. その他貿易救済等の拡散及び内実化のための方案

③貿易委員会は、基本計画を効率的に施行するために関係行政機関の長または貿易救済等関連有関機関の長に協力要請をすることができ、貿易救済等関連業務を遂行する機関及び団体に対して予算の範囲内で必要な支援をすることができる。

第 28 条(委員の忌避) ①法第 34 条第 2 項により忌避申請をしようとする者は、忌避申請をした日から 3 日以内に書面で忌避申請事由を委員長に疎明しなければならない。

②忌避申請を受けた委員は、遅滞なく忌避申請に対する 意見書を委員長に提出しなければならない。

第 29 条(会議の運営) ①貿易委員会の委員長は、貿易委員会の会議を招集しその議長となる。

②委員長は、会議を招集しようとするなら会議の日時・場所及び案件を定めて会議開催 7 日前までに各委員に書面で知らせなければならない。但し、緊急 に処理する必要があったりやむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

③貿易委員会に出席した委員(常任委員は除く。)、参考人、鑑定人及び専門家等には、予算の範囲で手当や旅費等を支給することができる。但し、公務員である委員が所管業務と直接関連して委員会に出席する場合には、この限りでない。

④第 1 項ないし第 3 項で定めた事項以外に貿易委員会の運営に関する細部的な事項は、貿易委員会が定める。

第 30 条(調査及び意見聴取等) ①貿易委員会は、法第 36 条第 1 項による意見聴取・鑑定人指定等の行為をしようとする 場合には、あらかじめその時期・場所・目的及び内容とその他必要な事項を書いた書面を対象者または対象機関に知らせなければならない。

②貿易委員会は、法第 36 条第 4 項によって関係行政機関の長に書面で次の各号の資料を要請することができる。

1. 輸出入通関実績
2. 継続事業者可否を確認することができる資料
3. その他貿易委員会の調査に必要な資料

第 31 条(営業上秘密資料の取扱) ①貿易委員会に不公正貿易行為調査または産業被害調査と関連して書類または資料を提出した者は、当該書類または資料中次の各号の いずれかに該当するものに対しては営業上秘密に取り扱ってくれることを要請することができる。この場合、公開が可能な要約書を作成し提出しなければならず、要約書を提出 するのが難しい場合には、その理由書を提出しなければならない。

1. 製造原価に関する資料
2. 個別取引先の名称・住所・販売価格及び取引量に関する資料
3. 生産工程及び生産設備または公表されていない会計資料
4. その他競争者に公開された場合損失をもたらしたり営業に支障をきたすおそれがあり秘密で取扱うのが妥当であると認められる資料

②貿易委員会は、第 1 項による要請を受けたらその要請を受けた日から 10 日以内に営業上秘密資料として取扱うのか否かと秘密で保護する内容を決定しその内容を要請人に知らせなければならない。

第 31 条の 2(規制の見直し) 産業通商資源部長官は次の各項の事項について次の各号の基準日を基準として 3 年ごと(毎 3 年になる年の基準日と同じ日前までをいう。)その妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

1. 第 6 条の規定による課徴金の算定方法:2015 年 1 月 1 日
2. 第 7 条第 1 項及び別表 1 の規定による課徴金の賦課基準:2015 年 1 月 1 日
3. 第 7 条第 2 項及び別表 2 の規定による課徴金の賦課基準:2015 年 1 月 1 日
4. 削除

第 32 条(過怠料の賦課) 法第 42 条第 1 項による過怠料の賦課基準は別表 4 の通りである。

附 則<2001.5.10>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

附 則 <2004.10.21>

この令は、2004 年 10 月 21 日から施行する。

附 則 <2006.2.8>

この令は、公布した日から施行する。但し、第 24 条の 2 の改正規定は「大韓民国政府とシンガポール共和国政府間の自由貿易協定」が我が国に対して効力を発生する日から施行する。

附 則 <2007.6.11>

この令は公布した日から施行する。但し、「大韓民国と東南アジア国家連合会員国政府間の包括的経済協力に関する基本協定下の商品貿易に関する協定」第 21 条第 3 項によって協定が発効された日まで協定発効のための国内手続きを完了することができない当事国に対しては、その当事国が国内手続き完了通報をした日から施行する。

付 則(知識經濟部とその所属機関職制)<第 20678 号、2008.2.29>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。〈但し書省略〉

第 2 条から第 6 条まで 省略

第 7 条(他の法令の改正) ①から<24>まで 省略

<25>不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律施行令の一部を次の通り改正する。

第 22 条第 3 項のうち“産業資源部長官”を“知識経済部長官”にする。

第 24 条の 2 第 6 項・第 8 項・第 10 項のうち“財政経済部長官”をそれぞれ“企画財政部長官”にする。

<26>から<86>まで 省略

付 則 <第 21055 号、2008.9.30>

この令は、公布した日から施行する。但し、第 24 条の改正規定中大韓民国とアメリカ合衆国間のセーフガード措置に関する事項と第 24 条の 2 の改正規定は、「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」が我が国に対して効力を発生する日から施行する。

附 則 <2009.6.16>

この令は、2009年6月20日から施行する。

付 則<第 21919 号、2009.12.30>

この令は、「大韓民国とインド共和国の間の包括的経済 동반者協定」が我が国に対してその効力を発生する日から施行する。

付 則<第 22252 号、2010.7.6>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(利用可能な資料に基いた調査・判定に関する適用例) 第 4 条の 4 の改正規定は、この令施行後最初に不正貿易行為の調査を始めたものから適用する。

第 3 条(課徴金算定方法に関する適用例) 第 6 条第 3 項の改正規定は、この令施行後最初に不正貿易行為をした者から適用する。

付 則<第 22852 号、2011.04.05>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(過怠料に関する経過措置) この令施行前の違反行為に対して過怠料の賦課基準を適用するときには、別表 4 の改正規定にかかわらず従前の規定による。

付 則<第 22986 号、2011.06.27>

この令は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国の間の自由貿易協定」が韓国に対してその効力を発生する日から施行する。

付 則<大統領令第 23052 号、2011.07.28>

この令は、「大韓民国とペルー共和国の間の自由貿易協定」が韓国に対してその効力を発生する日から施行する。

付 則<大統領令第 23339、2011.12.02>

この令は、「大韓民国とアメリカ合衆国の間の自由貿易協定」が韓国に対してその効力を発生する日から施行する。

付 則<大統領令第 24231 号、2012.12.14.>

この令は「大韓民国とトルコ共和国間の自由貿易協定」が我が国に対してその効力を発生する日から施行する。

付 則 <大統領令第 25399 号、2014.6.25.>

この令は「大韓民国とコロンビア共和国間の自由貿易協定」が我が国に対してその効力を発生する日から施行する。ただし、第 5 条第 3 項・第 4 項及び第 10 条第 4 項の改正規定は、公布した日から施行する。

付 則 <大統領令第 25840 号, 2014.12.09.>

第 1 条(施行日) この令は、2015 年 1 月 1 日より施工する。

第 2 条から第 16 条まで省略

付 則 <大統領令第 25849 号, 2014.12.11.>

この令は、公布した日から施行する。ただし、第 24 条第 1 項第 11 号、同条第 5 項第 5 号、同条第 16 項第 6 号及び第 24 条の 2 第 1 項から第 3 項まで(オーストラリアに限る)の改正規定は、「大韓民国政府とオーストラリア政府間の自由貿易協定」が韓国に対してその効力を生ずる日から施行し、第 24 条第 1 項第 12 号、同条第 12 項及び第 24 条の 2 第 1 項から第 3 項まで(カナダに限る)の改正規定は、「大韓民国とカナダ間の自由貿易協定」が韓国に対してその効力を生ずる日から施行する。

付 則 <大統領令第 26587 号, 2015.10.13.>

この令は、公布した日から施行する。ただし、第 24 条第 1 項第 13 号、同条第 5 項第 5 号(ニュージーランドに限定する)、同条第 16 条第 7 号及び第 24 条の 2 第 1 項から第 3 項まで(ニュージーランドに限定する)の改正規定は、「大韓民国とニュージーランド間の自由貿易協定」が韓国に対しその効力を発生する日から施行し、第 24 条第 1 項第 14 号、同条第 5 項第 5 号(ベトナム社会主義共和国に限定する)、同条第 12 項(ベトナム社会主義共和国に限定する)、同条第 16 項第 8 号及び第 24 条の 2 第 1 項から第 3 項まで(ベトナム社会主義共和国に限定する)の改正規定は、「大韓民国政府とベトナム社会主義共和国政府間の自由貿易協定」が韓国に対しその効力を発生する日から施行し、第 24 条第 1 項第 15 号及び同条第 16 項第 9 号の改正規定は、「大韓民国政府と中華人民共和国政府間の自由貿易協定」が韓国に対しその効力を発生する日から施行する。

付 則 <大統領令第 27751 号, 2016.12.30.>

第 1 条(施行日) この令は、2017 年 1 月 1 日から施行する。〈ただし書き省略〉

第 2 条から第 12 条まで省略

付 則 <大統領令第 29280 号, 2018.11.6.>

この令は「大韓民国と中米共和国ら間の自由貿易協定」が韓国に対してその効力を発生する日から施行する。

付 則 <大統領令第 30189 号, 2019.11.5.>

この令は「大韓民国とイギリス間の自由貿易協定」が韓国に対してその効力を発生する日から施行する。

付 則 <大統領令第 30509 号, 2020.3.3.>

この令は公布した日から施行する。

付 則<大統領令第 30771 号, 2020.6.9>

この令は 2020 年 6 月 11 日から施行する。

付 則<大統領令第 31380 号, 2021.1.5>

この令は公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

付 則<大統領令第 31917 号, 2021.7.27>

この令は「大韓民国とインドネシア共和国間の包括的経済同伴者の協定」が我が国に対してその効力を発生するときから施行する。

付 則<大統領令第 31917 号, 2021.7.27>

この令は「地域的な包括的経済連携協定」が我が国に対してその効力を発生するときから施行する。